

水質検査成績書

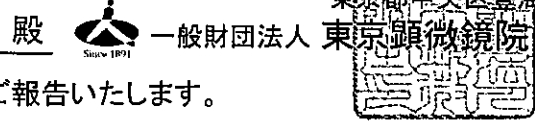
東頭発第 TW-231025-9102 号

2023年11月01日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	榎原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村467-1				
検査受付年月日	2023年10月25日	採水年月日	2023年10月25日	13時02分	
種別	専用水道水				
水温/気温	19.7℃ / 22.8℃		残留塩素濃度	0.6mg/L	
検査項目	結果	基準値(定量的下限値) 検査方法(別表番号)	検査項目	結果	基準値(定量的下限値) 検査方法(別表番号)
一般細菌	0	100以下(0) 標準平板培地法(別表第1)	総トリハロメタン		0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと(-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸		0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物		0.003以下(0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン		0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物		0.0005以下(0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム		0.08以下(0.008) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物		0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド		1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
鉛及びその化合物		0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物		0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物		0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物		0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物		0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物		1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素		0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物		200以下(1) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン		0.01以下(0.001) IC-P-蛍光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物		0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物		200以下(0.2) IC法(別表第13)
フッ素及びその化合物		0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	2.8	300以下(1) 滴定法(別表第22)
ホウ素及びその化合物		1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)		500以下(1) 重量法(別表第23)
四塩化炭素		0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物		0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)
1,4-ジオキサン		0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤		0.0001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオスミン		0.0001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン		0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール		0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
テトラクロロエチレン		0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤		0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
トリクロロエチレン		0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類		3以下(0.3) TOC計測法(別表第30)
ベンゼン		0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4	5.8~8.6(-) 5分電位法(別表第31)
塩素酸		0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.8	異常でないこと(-) 官能法(別表第33)
クロロ酢酸		0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第34)
クロロホルム		0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	5以下(1) 透過光測定法(別表第36)
ジクロロ酢酸		0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	2以下(0.1) 積分球式蛍光光度法(別表第41)
ジプロモクロロメタン		0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	
臭素酸		0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。				

水質検査成績書

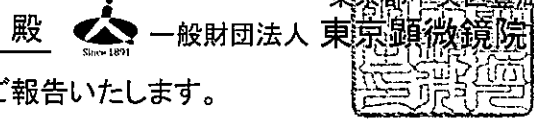
東頭発第 TW-231025-9103 号

2023 年 11 月 01 日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3				
検査受付年月日	2023年10月25日	採水年月日	2023年10月25日	10時08分	
種別	専用水道水				
水温/気温	19.7℃ / 16.8℃		残留塩素濃度	0.4mg/L	
検査項目	結果	基準値 (定量化限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果	基準値 (定量化限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	100以下 (0) 標準燃焼培地法 (別表第11)	総トリハロメタン	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	プロモジクロロメタン	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物	0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	プロモホルム	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物	0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素	0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物	0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	1.0	200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物	1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300以下 (1) 測定法 (別表第22)
四塩化炭素	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法 (別表第24)
ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジェオスミン	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第24の2)
トリクロロエチレン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3	3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸	0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	8.0	5.8~8.6 (-) 検体自然状態維持による 電位測定法 (別表第31)
クロロ酢酸	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	1未満	5以下 (1) 透過光測定法 (別表第36)
ジプロモクロロメタン	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.1未満	2以下 (0.1) 積分球式光散光度法 (別表第41)
臭素酸	0.01以下 (0.001) HPLC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				